

新「大阪府化学物質適正管理指針（仮称）」骨子（案）

第 1 目的

事業者が化学物質を適正に管理するために講ずべき措置について、条例の規定に基づき定めるものであり、事業者の自主的取組による環境リスクの低減を図ることを目的とする。

この指針では、事業者の自主的取組に資するマネジメントシステムの構築・運用についての留意事項を示すとともに、事業者が府条例に基づき把握をする取扱量等の把握方法及び適正管理計画書等の記載内容について定める。

第 2 範囲

指針の対象とする化学物質の種類は次のとおり。

- ・化管法による PRTR と MSDS の対象物質（第 1 種指定化学物質）
- ・化管法による MSDS の対象物質（第 2 種指定化学物質）
- ・大阪府の現行条例による対象物質（規制物質及び管理物質）
- ・揮発性有機化合物に該当する物質

事業者は、事業所で取扱う化学物質の種類を調査・把握し、指針の対象化学物質を取扱っている場合には、事業所ごとにこの指針に基づく措置を講じる。

事業所において化学物質を取扱う過程を指針の対象とする。

この指針の対象は事業所での化学物質取扱過程であるが、製品に含有される化学物質について、ライフサイクル全体にわたる管理が重要となっていることから、事業所での取扱過程と連携した製品含有化学物質管理体制が整備されることが望まれる。

第 3 管理体制の構築と運用

事業者は、次の事項について取組むことにより、化学物質管理体制の整備を図る。

（ 1 ）目的の明確化

「化学物質による環境リスクを低減し、企業の社会的責任を果たす」など、事業者の化学物質管理の目的を明確にする。

（ 2 ）管理方針の策定

化学物質の適正管理を推進するための基本的な考え方を管理方針として明確にし、全従業員の意識の共通化を図る。

(3) 経営責任者の関与

経営資源の投入について決定する権限を有する経営責任者の指示と承認のもとに適切な化学物質管理が行われることを確立する。

(4) 法令遵守の確認

法令遵守は化学物質適正管理の基礎であり、適用法令のほか事業者が実施を受入れた協定等の遵守状況について、定期的にチェックする。その際、製造部門や環境安全担当部門とは独立したコンプライアンス担当を設けてチェックすることが望ましい。

(5) 管理組織の整備

経営部門、製造部門、調達部門、販売部門、環境安全部門等の事業所内全組織を包含する管理組織を整備する。

(6) 管理規程類の作成

作業要領、取扱規準、教育訓練要領等について、理解しやすく実行可能な管理規程類を作成すること。管理規程類は、必要に応じて見直しを行い、常に最新のものに更新しておくこと。

(7) 教育訓練と人材の育成

従業員を対象に化学物質に関する安全教育及び事故時の対応等について教育訓練を実施する。また、地域住民等利害関係者の理解を増進するため、人材の育成に努める。

(8) 関係者への情報提供及び住民の理解の増進

情報提供窓口、住民からの問合せ窓口を明確化するとともに、リスクコミュニケーションの推進に努めること。

(住民への周知方法例)

環境報告書の作成・配布、ホームページへの掲載、説明会・意見交換会の実施、事業所での書面の閲覧等

(9) 他の事業者との連携及び技術的支援

他の事業者への含有化学物質情報 (MSDS、管理手法等) の提供及び関連企業が化学物質の適正管理を行うための技術的支援

第4 適正管理の実施

事業者は、次の事項について取組むことにより、化学物質管理の改善の促進を図

る。

(1) 化学物質の取扱いに関する情報の収集・整理

事業活動で使用する化学物質だけではなく、事業所敷地内で使用する農薬等事業活動外の目的で使用される化学物質についても、対象化学物質を使用している場合は、その性状等に応じて、必要な範囲で情報の収集・整理を行う。

物理化学的性状・有害性情報・含有情報の収集と文書化

取扱う化学物質の有害性情報等は、定期的に最新のものに更新すること。

取引量、貯蔵・保管量の把握と記録

取扱施設の運転・稼働状況、維持管理状況の把握と記録

排出量・移動量の把握と記録

「PRTR 排出量算出マニュアル」を参考として把握する。

揮発性有機化合物に該当することのみで対象物質となるものにあつては、物質ごとの排出量等を把握することに代えて、揮発性有機化合物総量の排出量等を把握することができる。

化学物質の使用履歴の把握と記録

化学物質の過去の使用履歴について、物質の種類・使用箇所・使用目的・使用時期・使用量・漏洩等異常発生の状況等を、可能な限り調査し記録すること。

(2) 管理の改善のための計画作成

目的及び方針に即して、次の事項について定めた管理の改善のための計画を作成する。

具体的目標

環境リスク低減の観点から、環境への影響度の大きさ及び費用対効果を勘案して、事業者が自主的に管理の改善目標を設定する。

目標達成期間

目標達成のための実施計画

検証・評価・見直しの方法・手順・体制

検証・評価の結果に基づき、管理改善計画や管理規程類を見直すことにより、化学物質管理の継続的改善を図る。

(3) 管理の改善の実施

管理の改善のために実施する具体的な対策メニューについて示す。事業者は、これまでに実施した対策の成果及び化学物質取扱いの実態等を踏まえ、最も費用対効果の高い対策の組合せを選択することにより、柔軟な対応が可能となる。対策技術の選択にあたっては、環境リスク低減のため、現在の技術水準等を勘案して、利用可能な最良の技術を採用するように努める。

インプラント対策

- ・使用の合理化対策
 - 作業要領の順守、維持管理・運転管理の適正化
 - 工程の見直し改善（歩留まり向上等）
 - 設備の改善（密閉構造化、浸透防止構造、高効率化等）
- ・有害性の低い物質への代替

代替物質の環境リスクについても考慮することが必要である。

エンドオブパイプ対策

- ・処理装置、回収装置の設置
- ・処理装置、回収装置の適切な維持管理
- モニタリングとシミュレーション
- ・モニタリングの実施
 - 排出ガス、排出水等のモニタリング
 - 敷地境界濃度のモニタリング
- ・管理目標濃度設定によるモニタリング結果の改善対策へのフィードバック
- ・環境濃度のシミュレーション

特に環境リスクが大きいと考えられる化学物質については、METI-LIS（産業技術総合研究所）や Risk Manager（日本化学工業協会）などを活用して周辺環境での影響を把握することが望ましい。

ストック汚染対策

- ・漏洩、地下浸透防止措置等土壌・地下水汚染の未然防止対策
- ・汚染の早期発見と汚染発見時の対策
 - 化学物質使用履歴調査結果に基づく敷地内汚染調査の実施
 - 汚染発見時の拡散防止対策
 - 汚染された土壌・地下水の修復対策

(4) 新規導入化学物質に関する事前評価

新規に化学物質を導入する場合は、有害性と暴露の可能性を評価し、より環境リスクの低い物質を導入すること。法令による規制対象外の物質であっても、科学的知見が得られていないという理由で対象となっていない物質の導入は、避けることが望ましい。

第5 緊急事態への備え

事業者は、通常時の化学物質管理に加えて、次の事項について取組むことにより、緊急事態に備えた化学物質管理を行う。

(1) 未然防止対策

機器の故障、ヒューマンエラー、自然災害等が発生したときに、化学物質の環境中への漏洩等を未然に防止するための対策を講じる。

従業員への安全対策の周知

対象化学物質に係る事故事例等の収集・整理

作業規準の作成

GHSを踏まえた表示の徹底

設備・機器の安全配慮設計（フル・プルーフ、フェイル・セーフ設計）

配管等の設備について容易に異常を点検できる構造への改善

施設の保守・点検の徹底

現場訓練の実施

飛散・流出防止機材、防災資機材の整備

(2) 緊急事態発生時の対策

緊急事態発生時の対応マニュアルの作成

緊急事態発生時に、化学物質の環境中への漏洩等による環境の汚染を防止するため、想定される緊急事態の種類ごとに次の事項について定めた対応マニュアルを作成する。

- ・ 事業所内における指揮命令系統及び連絡体制
- ・ 関係機関への通報体制及び関係住民への広報体制

特に有害性の高い物質については、配慮施設*の位置、連絡先を確認しておくことが必要である。

* 配慮施設の例：住宅地、学校、病院、飲料水の水源等環境上特に配慮すべき施設

- ・ 緊急事態の内容に応じた事業所内対応体制の立ち上げ

- ・ 応急措置及び汚染の拡大防止のための措置の実施方法
- ・ 周辺環境影響の把握方法と必要に応じ実施する浄化対策の実施

事故の検証と再発防止対策

発生した事故について検証を行い、その結果を未然防止対策及び緊急事態発生時の対策に反映させることにより改善を図る。

第6 管理計画書等の記載内容等

事業者が府条例に基づき作成する管理計画書及び緊急事態対処計画書は、次の事項について定めた書面又は図面を取りまとめたものとする。

(1) 管理計画書

取扱う化学物質の種類、取扱目的、取扱場所

取扱場所を明示した施設の平面図

取扱工程フローシート

管理体制の整備に関する事項

- ・ 目的
- ・ 管理方針
- ・ 管理組織（組織体制及び管理組織図）
- ・ 教育訓練の方法
- ・ 関係者への情報提供の方法

適正管理の実施に関する事項

- ・ 管理の改善計画書
 - 目標
 - 目標達成期間
 - 目標達成のための実施計画
 - 検証・評価・見直しの方法・手順・体制

(2) 緊急事態対処計画書

事故の未然防止対策

緊急事態発生時の対応マニュアル

第7 法定指針等との関係

(1) 法定指針との関係

化管法により国が定めた化学物質管理指針（正式名称：指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第1種指定化学物質等及び第2種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針）の適用を受ける事業者は、法定指針で定める事項についてはそれによるものとする。

法定指針は、事業者が自主的な管理の改善を行うことができるように留意すべき事項を示したものであるが、法定指針による方針や管理計画の策定及び組織体制の整備に相当する措置等が既にとられている場合には、本指針で定める同様の措置が既に講じられていることになる。

(2) ISO14001による環境マネジメントシステムとの関係

ISO14001の認証取得等により環境マネジメントシステムを構築・運用している場合には、この指針に定める措置のうち環境マネジメントシステムにより既に定め、実施している措置は、この指針に基づき実施する措置とすることができる。

ISO14001による環境マネジメントシステムは、規格の要求事項に基づき、環境方針・計画を作成し、実施・運用、点検・是正措置・見直しをして継続的な改善を図るものであり、これは、本指針による化学物質の自主管理の考え方と同様である。

(3) その他の自主的取組に係る指針等との関係

事業者の自主的取組による化学物質管理に関して作成された次のような指針・ガイドライン等に定められた措置が既に実施されている場合には、本指針に定める同様の措置が既に講じられていることになる。

- ・事業者等による揮発性有機化合物の自主的取組促進のための指針（経済産業省）
- ・同指針に基づいて事業者及び業界団体が作成した自主行動計画
- ・製品含有化学物質情報伝達に係る基本的指針（経済産業省）
- ・レスポンシブル・ケアの実施に関する基準（日本レスポンシブル・ケア協議会）